

第43回 和歌山県人権施策推進審議会

日 時	令和2年2月4日（火）13：30～14：50
場 所	和歌山市 ホテルアバローム紀の国
議 題	和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例（仮称）（案）について
報 告	インターネット上の人権侵害対策事業について
そ の 他	なし
出席委員	江田委員、玉置委員、中萩委員、福井委員 古川委員、三浦委員、森崎委員、米川委員
配付資料	①【資料1】和歌山県における部落差別の現状について ②【資料2】和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例（仮称）（案）について ③【資料3】「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例（仮称）骨子案」 に対するパブリックコメント結果 ④【資料4】部落差別の解消の推進に関する法律 ⑤【資料5】他府県・県内市町村の部落差別に関する条例の制定状況について ⑥【資料6】インターネット上の人権侵害対策事業について ⑦【資料7】和歌山県人権施策推進審議会関係法令
内 容	
	1 開 会 和歌山県参事 人権局長事務取扱 挨拶
	2 議 事

	<p>議題(1) 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例(仮称)(案)について 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例(仮称)(案)について審議した。</p> <p>審議については、以下のとおり ※「」は条例案からの引用部分</p>
委員	<p>結婚差別の問題やインターネットによる攻撃等を含めて、第3条が部落差別の禁止となっている。しかし、今問題となっていることだけしか書いていないように見える。</p> <p>元々の部落差別の問題は、例えばインターネットだけの問題ではなくて、インターネットは一つの方法であり、もっと、差別を表現するようなことを否定しなければならないと思う。</p> <p>そこを敢えて「インターネットを通じて」という書き方をすると、インターネット上での差別だけが悪いことになるので、もう少し広い表現が要るのではないかということと、第2項も「結婚及び就職」となっているが、それだけなのかと。</p> <p>第3条を部落差別の禁止としながら、かなり細かいところだけを言っているので、そういう表現で良いのかなと思った。</p>
委員	<p>少し限定されているということか。</p>
委員	<p>然り。</p> <p>今、問題になっているからその部分をpushしているとは思っているのだが、もう少し広義な表現が必要ではないか。</p>
委員	<p>例えばこのような表現をしてはどうかというものはあるか。</p>
委員	<p>まだそこまで考えていない。</p> <p>例えば、インターネットだけではなくて、張り紙等、様々な問題を含むような言葉が必要ではないか。</p> <p>また、結婚と就職だけではなくて、様々な場面で差別的な行為をする人はいると思う。具体的な案が今は出てこないが、結婚と就職以外の表現も必要</p>

	<p>なのではないかと思った。</p>
事務局	<p>御意見をいただいた第3条については、今一番問題になっているインターネット上の人権侵害と結婚・就職を、あくまで例示的に書いている。</p> <p>委員御指摘のとおり、部落差別というのは様々な形態があるのは事実であり、先ほど配付した資料1に差別事象について記載しているが、直接的な差別表現も多く発生している。それらを一つ一つ記載せずに、第2項の後段で、「並びにその他の行為により部落差別を行ってはならない」ということで、例示として記載したものの以外の形態の部落差別については、ここで読めるようにしている。</p>
委員	<p>例示としては分かるが、部落差別の禁止という一つの大きな項目の中に、それだけが入っていることはどうなのか。元インターネットの禁止がテーマになっていけば成り立つと思うが、部落差別の禁止は大きな標題であり、例示が条文の中に入ってくることに形式として少し違和感がある。</p> <p>また、パブリックコメントを読むと、差別はなくなっているという意見もたくさん出ているが、それに対して差別はなくなっていないというのが県の見解であるし、他にも、“和歌山県人権尊重の社会づくり条例”でも十分間に合うのではないかとすることを意見として書かれている人もいるので、やはりそこは問題意識をしっかりとってもらえるように、この条例は必要なんだというところを書く必要があるのではないか。また、条例が部落差別を延長させる、助長させる、拡散させるという趣旨のコメントも多いので、そこを意識して書かないといけないのではないか。</p> <p>私は障害者関係の分野が専門であるが、確かに我々からしたら、やはり、一つの差別の事象として部落問題はあるが、障害者差別も厳しいのが現状である。人権問題として差別があってはならないということは前提なので、個別の問題で、同和問題のこと、障害者問題のことというふうに、条例が整理されていけば良いと思う。</p> <p>ただ、この条例を具体的にどう書けば良いかまでは、今はまだ考えていない。</p>
委員	<p>条例を作る背景自身は理解されていて、パブリックコメントの意見を受けて、あまり触らない方が良いのではないかとのお考えもあるか。</p>

委員	<p>今、同和問題そのものが解決していないという見解の中で、県としてどうするという姿勢を示すものが条例であり、そのことに関して否定する考えはない。</p> <p>現実的に、数を見て多いか少ないかは分からないが、無くなっていないのは現実であり、それに対して、条例をもって対応していこうというところは理解できる。</p>
委員	<p>県の喫緊の課題として条例を作るという姿勢は理解していただけるのかなどか。</p>
委員	<p>然り。</p>
委員	<p>第3条の部落差別の禁止のところの例示が限定的すぎるのではないかという御意見もあるが、ここの書きぶりについては変更ができるのかどうか。</p> <p>他の委員からの御意見はどうか。</p>
委員	<p>資料1が私にとって中々衝撃的なものである。県としてはこれよりも詳しい情報を把握しているわけで、それが市町村からも情報として上がってくるという関係がある中、これだけの部落差別事象が存在していることが非常に重要なことだと思う。</p> <p>私が住む県では、県と市町村の間でそのようなやりとりはあまりないと聞いている。だから、このような体制を持っている和歌山県という、そのアドバンテージを生かすような条例をぜひ作っていただきたいと思っている。</p> <p>ただ、そのような裏付けがあることが、この条例の内容を見るだけでは分からない。無論、ここに盛り込むことができないことではあるにしても、何か重み付けのようなものができないかなと思う。</p> <p>ただ、条例を作る場合は、基本的には非常にシンプルな言葉を置く必要があるということと、そしてなおかつ、喫緊の問題を、とにかくまず対処したいという部分のせめぎあいがあって、このシンプルな表現になっているのだろうなとも思う。</p> <p>それでも、他の委員から御指摘のあった第3条と第2条との関係みたいなところが、第2条では何人も部落差別を行ってはならないと言っていて、部</p>

	<p>落差別の禁止という話に持っていく時に、“例えば、インターネットと結婚・就職の身元の調査を禁止” というような形に持っていくと、そのような批判は免れることができる。ただ、この表現が良いのかという話にもなり、そのあたりの微妙な表現の問題かなと思う。</p>
委員	<p>第3条を第2条の中にも含めるという意見もあるが、その方法で良いのかというせめぎ合いの気持ちがあるとのことかと思う。</p>
委員	<p>第2条の基本理念のところ、「部落差別を行ってはならない」と記載してあるので、第3条は、“禁止の具体的な事項” のような見出しにすれば綺麗に書けるのではないかなと思うが、まだ考えている。</p>
委員	<p>インターネットという言葉が細微であるという点。確かに現在のインフラではあるが、次の通信手段が普及していくことになると、言葉が具体的すぎると対応できなくなることも考えられる。だから、例えば、現代はインターネットが中心なので、“インターネット等の情報通信の手段を通じて” というような、インターネットを含んだ情報通信一般という表現も検討しては良いのではないかと考えた。</p> <p>また、先ほど他の委員からも御指摘があったが、「部落差別の禁止」というタイトルであることから、今の表現では、禁止することがこの2つ限定だと誤解されるのではないかと。 “情報の取扱い” のような、具体的な項目の内容を表すような小見出しをつけるべきではないかと思った。意見まで。</p>
事務局	<p>我々としても、どこまで例示を書いていくのが適切なのかという議論は行ってきたが、まず法律ができた中で、大きな新しい問題として、情報化の進展に伴う新たな差別の形態というものが出てきている。</p> <p>他にも従来からも様々な部落差別があり、資料1に書いてあるとおり、今も様々な形での部落差別が存在しており、現に和歌山県においても結婚差別は発生している。</p> <p>そういった中で、法律の部分である大きな新しい差別の形態と、過去から色々と問題となっているものを、あくまで例示として2つ挙げさせていただいた上で、その他の行為として、発言や落書き、ビラを使った差別行為のようなものを含めて部落差別を行ってはならないという形にしている。先ほど、</p>

	<p>せめぎ合いという話も出たが、そういった中でこの形に落ち着かせたところである。</p> <p>本来であれば、委員の皆様の御指摘のように、様々な部落差別の形態を書き込むことが良いのかもしれないが、条例というところで、こういった形で考えさせていただいた。</p>
委員	<p>当面する重点課題のような姿勢を条例として出せるのであれば、この項目の記載が必要ではないかと思うが、一般的に部落差別の禁止ということの一つの大きな項目にすると、どうしても広義になると思うので、例えば、“当面する重点課題” というような表現として落ち着かせてはどうかと思った。</p> <p>もし加えるとすれば、第3条の差別禁止のところに第3項を追加して、“その他” というような表現を設けることで、全てを表現することができると思う。</p> <p>第1項と第2項は、見方によれば部落差別の方法が限定されたようになってしまうため、表記の仕方には工夫が必要ではないか。せめぎ合いがあるのもよく分かるし、考え抜いた上での答えだとは思うが、条例となれば文章が動くことになるので、丁寧に表現した方が良いのではないか。</p>
委員	<p>何人も差別をしてはならないということは第2条に書いてあるが、あまり個別化すると、他の方法で差別をした時に、それは第3条で具体的に書いてないじゃないかというような、持って回ったことを言う人が出てくるとも限らない。</p>
事務局	<p>繰り返しの御説明となり申し訳ないが、第3条の部落差別禁止の部分で、第1項がインターネットに限定した形で部落差別を行ってはならないと書いている。先ほどは説明不足だったと思うので再度御説明させていただくと、第2項が実は2つに分かれていて、「何人も結婚や就職に際しての身元の調査」というところで一度話が切れる。相談が多い結婚や就職での身元の調査を前で規定して、「並びに」というところで、それ以外の、落書きや発言といったものを含ませていただいている。</p>
委員	<p>「並びに」以降を、第3項にするとくどくなるのか。県民がさっと条文を読んだ時に、「並びに」は飛んで読んでしまいそうである。「並びに」で、そ</p>

	<p>の他を含めて表しているという意味はよく分かるが。</p>
事務局	<p>別項を立てるという考え方もあるとは思いますが、この形で条例を書くことで、県の法制担当部署とも十分協議してきた。法制上はこの条例の書き方で、すべての部落差別を禁止するというふうに読むことになる。</p>
委員	<p>しかし、やはり第3条の第2項の「並びに」の前に読点があるというのが、読み方がはっきりしない原因になっているのではないか。結婚・就職に際しての差別を禁止しているというふうに読んでしまう。</p>
事務局	<p>法制上、読点や「並びに」という言葉がどういったことを意味するかということがあり、重ね重ねで申し訳ないが、この表現で御説明申し上げたとおりに読むことになるのが、国や県での法制上の方法となっている。</p> <p>しかし、委員の皆様方から分かりにくいという御意見があったので、条例を周知していく時に、この部分がすべての部落差別を禁止する意味であるということを併せて周知徹底するように、県民の皆様への周知方法を考えていきたい。</p>
委員	<p>法制上はそういうこともあるかもしれないが、一般の人から見ると、どのような意味なのかなという気がすることもあるので、また、そのあたりは意見として周知の際に御検討いただくということによろしいか。</p>
委員	<p>読点の法制上の読み方は詳しくないが、日本語として読んだ時に、「並びにその他の行為」というところが、身元の調査にかかるという読み方もできる。</p> <p>このままでは、やはり“結婚及び就職に関する身元の調査やその他の行為”と読まれて誤解を招くということもあるので、一般の方に分かりやすい表現にした方が良くと思う。慎重な工夫が必要ではないか。</p>
委員	<p>資料1を見ると、問題として多いのが差別発言。問い合わせは身元の調査に当たるが、差別発言も例示として入れてもいいのではないか。</p>
委員	<p>第3条第2項の「並びに」のところは同意見である。誤解を生むのではないか。</p>

委員	そのあたりも含めてご検討いただくということによろしいか。
委員	今日の審議会では条例案を検討した後、もう一度公開して意見公募という形になるのか。寄せられた意見の中に、骨子案では不十分ではないかといったものがあるが。
事務局	パブリックコメントを実施する時には、こういった骨子案等で御意見をいただき、その意見を参考にさせていただいた上で条例案を作るということであり、再度、条例案自体をパブリックコメントにかけることはしない。 いただいた意見をもとに条例案を検討した上で、議会において県民の皆さんの代表である議員の皆様の審議を受けるということになる。
委員	手続き上不備があるのか気になったので聞いた。問題がない旨承知した。
委員	パブリックコメントで、様々な人権問題がある中で何故部落差別だけ、との御意見がある。様々な差別問題がある中で、こういう個別的な条例ができるということには、平成28年に成立した部落差別の解消の推進に関する法律という背景がある。人権という広い理念の下に、例えば、障害者差別解消法のような個別の法令があり、個別の条例ができていくという形のものであると、それが今回のこの条例案に対してのパブリックコメントに対する説明ということか。
事務局	委員御指摘のとおり、様々な人権ということで、同和問題だけではなく様々な人権課題がある。人権という大きなところの啓発も必要であり、個別の人権についてもそれぞれ啓発を進めていき、県の条例である“人権尊重の社会づくり条例”にある差別のない和歌山県を作るという取組を進めていきたいと考えている。
委員	条例の必要性については、皆さま御理解いただけたということで、条文の書きぶりについては事務局で御検討いただくということをお願いする。
	3 報 告

	<p>1 インターネット上の人権侵害対策事業について</p> <p>事務局から、インターネット上の人権侵害対策事業について、資料6に基づき説明を行った。</p> <p>委員からの質問については、以下のとおり</p>
委員	<p>資料6の3ページのプロバイダ等への削除依頼で、地方法務局にプロバイダへの削除依頼をお願いしても、法務局から何ら返答がないとのことであるが、他にも何か取り組んでいるか。</p>
事務局	<p>毎年、インターネット上の人権侵害に対する有効な手法、あるいは何らかの規制のようなものを考えてもらえないかということで、県から法務省へ提案に行っている。</p> <p>法務省の担当課からは、法務省としてどれをプロバイダへ削除依頼したか、どれが削除されたかということについては答えられないとの回答である。</p>
委員	<p>国としても、説明が難しいところがあるのではないか。</p> <p>要望の中で、答えが返ってくるものはあるのか。</p>
事務局	<p>毎年、人権局からは、国への要望として資料に記載してある2点と、資料には記載はないが、啓発予算の増額を国へ要望しているが、残念ながら、資料に書いている2つについては、我々の要望はかなえられていない。これはかなり前から国へ要望しているがかなえられていないというのが実情。</p>
	<p>その他</p> <p>会員から特に発言事項なし</p>